



食料・農業・農村基本法改定に向けた 世界自然保護基金ジャパンの意見

WWFジャパン淡水グループ 久保 優

WWFについて



WWF (World Wide Fund for Nature/世界自然保護基金) は、1961年にスイスで設立。世界100か国以上で活動する環境保全団体です。

◆WWFのミッション

地球の自然環境の悪化を食い止め、人類が自然と調和して生きられる未来を築く。

◆WWFの二大目標

- ①生物多様性の回復
- ②脱炭素社会の実現

◆WWFの主な活動テーマ

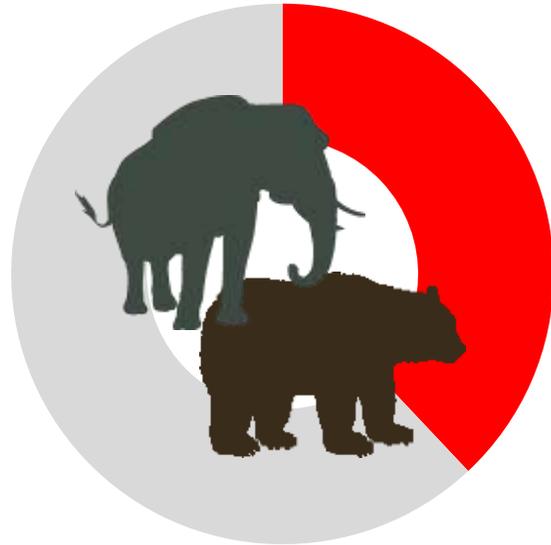
- ・森林・海洋・淡水生態系の保全
- ・希少な野生生物の保全
- ・気候変動とエネルギー
- ・持続可能な生産と消費



淡水に依存する生物の現状（グローバル）

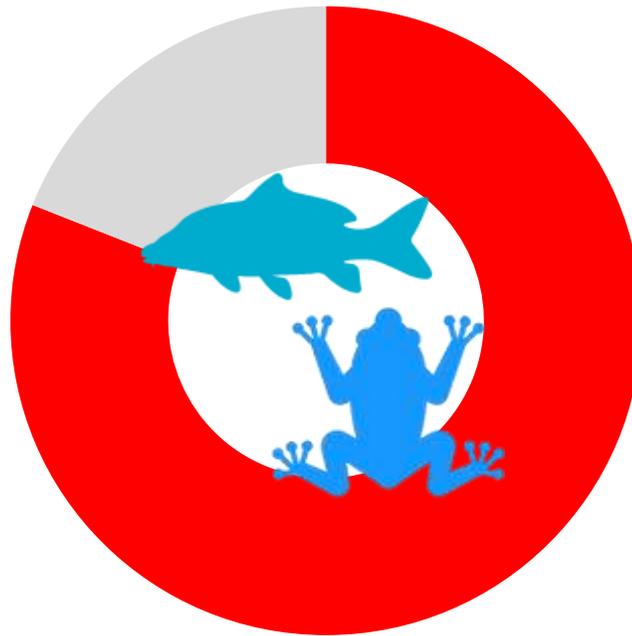


陸の生きもの



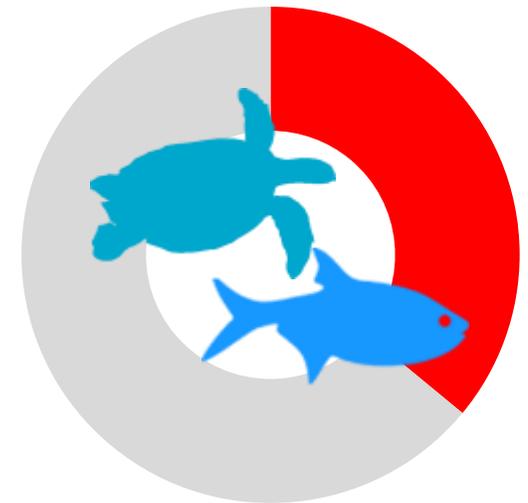
-38%

淡水の生きもの



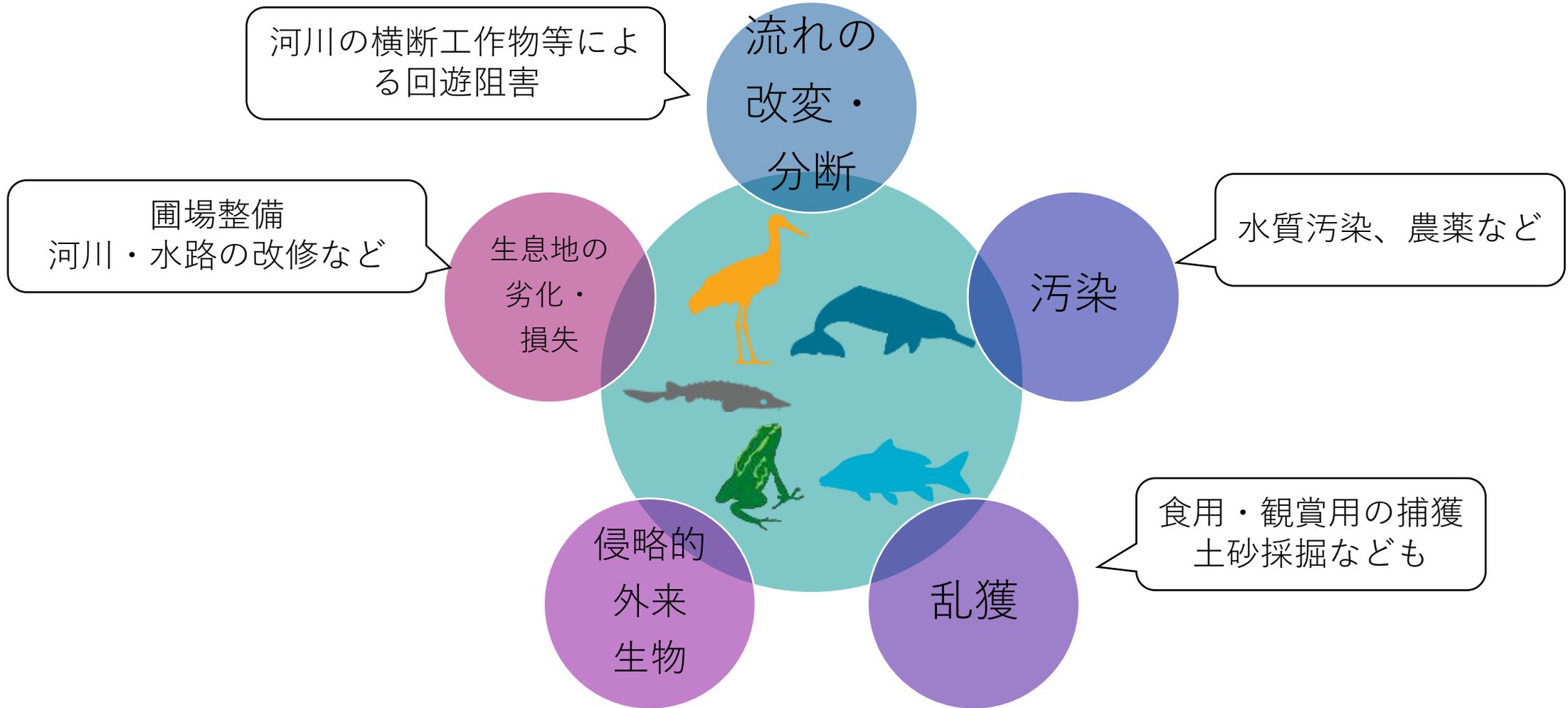
-83%

海の生きもの



-36%

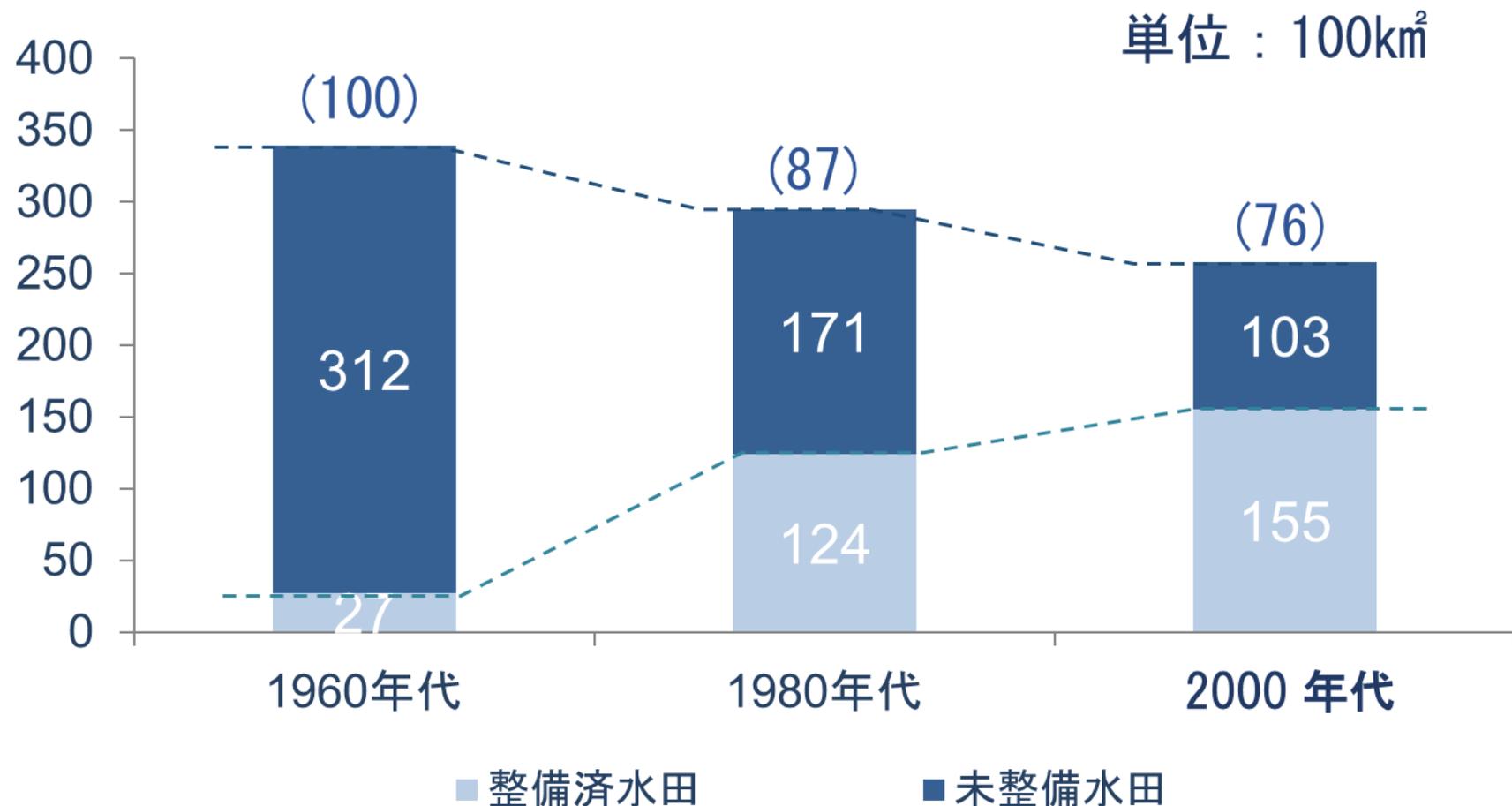
減少の要因



水田・水路の環境の変化



水田面積の減少と整備率の変化



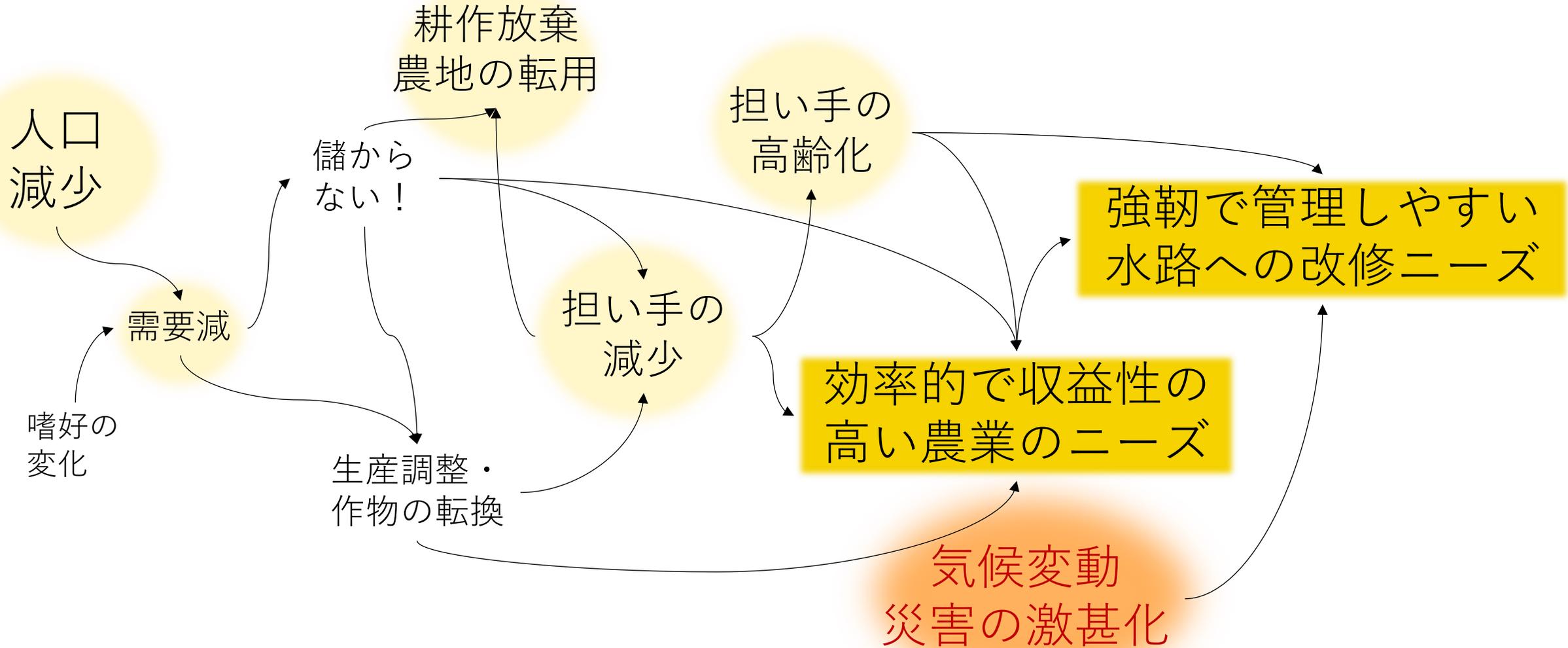
水田面積は、
1960年代と比較

-24%

整備面積は、
2000年代には

60%

水辺の生きものに負荷が高い改修が進む背景



② 生物多様性に関連したPDCAの実装



基本計画において、生物多様性保全の観点からもPDCAを回す新たな仕組みの導入を行うこと

改正のポイント⑥：改正基本法に基づく次期基本計画の策定

答申（R5.9 食料・農業・農村政策審議会）

- 平時からの食料安全保障を実現する観点から、**現状の把握、課題の明確化、具体的施策、その施策の有効性を示すKPIの設定**を行う。
- PDCAサイクルにより**施策の見直し、KPIの検証**を行うべきである。なお、環境保全等の持続可能性、安定的な輸入、食品アクセス、農業用水等の水資源の確保等、国内外の情勢も踏まえつつ、適切な指標や目標を検討する。
- 食料自給率目標は、国内生産と消費に関する目標の一つとし、それに加え、**新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標を設定**する。
- **定期的に現状を検証する仕組み**を設ける。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく 具体的な施策の内容、工程表 (R5.12 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部)

- **食料安全保障の状況を平時から評価する仕組み**
 - ① 食料安全保障をめぐる**世界の情勢の分析**を行う。
 - ② 我が国の食料安全保障について、主たる項目ごとに、**現状分析、課題の明確化、具体的施策、施策の評価のためのKPIの設定**を行う。
その際、食料自給率に加え、**食料安全保障上の様々な課題の性質に応じたKPIの設定**を行う。
 - ③ また、**PDCAを回し、施策の見直しやKPIの検証**を行う。
- **次期食料・農業・農村基本計画の策定（令和7年春頃）**

次期基本計画（令和6年度中）

- **食料自給率その他食料安全保障の確保に関する事項の目標の達成状況を少なくとも年一回調査・公表し、PDCAを回す新たな仕組みを導入**する。

【参考 改正食料・農業・農村基本法（下線部分は改正箇所）】

第17条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- 二 食料安全保障の動向に関する事項
- 三 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標
- 四 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

五 前各号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第三号の目標は、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

4～6 （略）

7 政府は、少なくとも年一回、第二項第三号の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

8～9 （略）

③改定を待たずに法制化を進める事項への意見



基本計画の改定を待たずに法制化を進める事項に関し、改正基本法が掲げる基本理念に基づき、食料供給の各段階における環境への負荷の低減、ネイチャーポジティブの実現に向けて適切な施策の検討を行うべきである。

食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方

- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、基本計画の改定を行う。
- また、基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つなど、食料安全保障の強化に向けて施策を集中実施。
- 合理的な価格の形成、人口減少下における土地改良の在り方などの関連法案については、令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討。

食料システムの持続性の確保に向けた合理的な価格の形成等 (法制化)	<ul style="list-style-type: none"> 関係者の協議によるコスト指標づくりを推進しつつ、持続的な食料供給に必要な合理的なコストを考慮する仕組みを新たに法制化 食料システムの持続性の確保に向けた食品事業者の取組促進 (環境・人権、農業者との連携等) 等 	令和7年中の 法案国会提出	
人口減少下における農業用インフラの保全管理 (土地改良法制の見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少に対応し、基幹的な用排水施設について、申請がなくても更新等を行えるよう手続の簡素化 末端インフラの適切な保全のため、土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進 災害リスクの増大に対応するため、緊急的な防災事業について、事業目的に地震・豪雨対策に加え老朽化対策を追加 	令和7年中の 法案国会提出	
環境負荷低減の取組推進	<ul style="list-style-type: none"> 農水省関係の補助金受給に際し、適正な化学農業・肥料の使用など、環境負荷低減に取り組むこと等を要件とするクロスコンプライアンスの実施 (令和6年度から試行実施中) 更に先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に交付金を交付する仕組みの創設 (令和9年度以降を想定) 消費者理解醸成に向けた環境負荷低減の取組の見える化、J-クレジットによる民間資金の活用 等 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年～クロスコンプライアンス実施 令和9年目途環境関係の交付金の在り方見直し 	
令和6年通常国会において法案成立	食料供給困難事態への対応	<ul style="list-style-type: none"> 民間在庫を含めた国の潜在的な食料供給確保量の把握 上記を踏まえて民間在庫も組み合わせた総合的な備蓄方針の明確化 具体的な局面を想定した食料供給困難事態の対処方針の明確化 	令和7年中 国の基本方針策定
	人・農地の確保	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年3月末までの各地における地域計画の策定 地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化、ほ場整備 令和7年中に、食料安全保障の強化に必要な農地面積の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年3月末まで地域計画の策定 令和7年中 国の基本方針策定
	スマート農業技術の開発促進と生産・流通等の方式の変革	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年中に、スマート農業技術の重点開発目標の設定 (基本方針の策定) 農研機構の施設供用等を通じたスタートアップ支援 リース方式、サービス事業者等を通じたスマート農業機械の普及と、生産現場での栽培方式等の変革促進 	令和6年中 国の基本方針策定

食料・農業・農村基本計画の改定 (令和6年度中)



together possible™



Working to sustain the natural world for the benefit of people and wildlife.

together possible™ panda.org

WWF® and ©1986 Panda Symbol are owned by WWF. All rights reserved.
WWF, 28 rue Mauverney, 1196 Gland, Switzerland. Tel. +41 22 364 9111
CH-550.0.128.920-7